

# 東京電力株式会社からのお知らせ

## 避難による損害への「仮払補償金」のお支払いについて

4月15日に、国の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」において、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、このたびの福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされておられる方々に対して、避難による損害への充当を前提に、当社から当面の必要な資金を「仮払補償金」として速やかにお支払いするよう決定がなされました。

これを受け、当社は、当面の必要な資金を「仮払補償金」としてお支払いすることといたしました。

「仮払補償金」は、このたびの事故に伴い、「避難」・「屋内退避」・「計画的避難」が指示された地域等（下記参照）にお住まいの方々にお支払いさせていただくもので、国が決定した「原子力災害被災者に対する緊急支援措置について」を踏まえ、1世帯あたり100万円、単身世帯の場合には75万円をお支払いいたします。

なお、仮払補償金のお支払いを含む原子力損害の補償に関する専用のご相談窓口として、4月28日に『福島原子力補償相談室』を開設いたしました。

このたびの福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

### <仮払補償金のお支払い対象となる区域>

#### ■ 避難区域

- ・ 福島第一原子力発電所から半径20km圏内
- ・ 福島第二原子力発電所から半径10km圏内

#### ■ 屋内退避区域

- ・ 福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内

#### ■ 計画的避難区域（4月22日設定）

- ・ 葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部のうち、福島第一原子力発電所から半径20km圏外の地域

【参考】「避難区域」・「屋内退避区域」・「計画的避難区域」を含む市町村

南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、いわき市、川俣町

※ 仮払補償金のお支払い対象となる具体的な範囲は、避難・屋内退避・計画的避難区域の市町村との調整を踏まえて決定させていただきます。

### <お問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

- ・ 開設日 平成23年4月28日（木）
- ・ 電話番号 0120-926-404
- ・ 受付時間 9時00分～21時00分

※ コールセンターは、原子力損害の補償全般に関するご相談をお受けする専用窓口となります。

以上